

○ひたちなか市ホームページ広告掲載要綱

平成19年8月9日

告示第126号

改正 平成24年2月29日告示第22号

平成30年2月16日告示第9号

令和3年12月28日告示第323号

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひたちなか市有料広告掲載要綱（平成19年告示第42号。以下「広告掲載要綱」という。）に基づき、市のホームページを広告媒体とする広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 広告の種類は、広告内容を表す四角形の画像ファイル（以下「バナー」という。）を市のホームページ上に表示し、当該バナーから広告主が希望する他のホームページへのリンクが設定されているものとする。

2 バナーに設定するリンク先のホームページは、広告掲載要綱第3条に規定する広告の範囲とする。

(バナーの規格)

第3条 バナーの規格は、次のとおりとする。

(1) サイズ 縦60ピクセル 横234ピクセル

(2) データ容量 10キロバイト以下

(3) 形式 GIF（アニメーション不可）又はJPEG

(広告の掲載位置及び掲載枠数)

第4条 広告の掲載位置は、市のホームページ内で市長が定める位置とする。

2 広告の掲載枠数は、市長が定める数とする。

(広告掲載の期間)

第5条 広告掲載の期間は、1箇月を単位として、24箇月を超えない範囲内の期間とする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載の料金（以下「広告掲載料」という。）は、バナー1枠につき、広告主が市内に事務所若しくは事業所若しくは店舗等を有する者（以下「市内事業者」という。）である場合又は市外に事務所若しくは事業所若しくは店舗等を有する者（以下「市外事業者」という。）である場合に応じ、次の表のとおりとする。

広告掲載の期間	市内事業者（月額）	市外事業者（月額）
2 箇月以下	5, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
3 箇月以上 5 箇月以下	4, 7 0 0 円	9, 4 0 0 円
6 箇月以上 1 1 箇月以下	4, 4 0 0 円	8, 8 0 0 円
1 2 箇月以上 2 4 箇月以下	4, 1 0 0 円	8, 2 0 0 円

2 広告掲載料は、広告掲載要綱第 7 条第 3 項の規定による決定を受けた広告掲載の期間（以下「広告掲載決定期間」という。）の開始月の前月末日（広告掲載決定期間の開始月が 4 月であるときは、同月末日）まで一括して納付するものとする。

3 前項の規定に関わらず、広告掲載決定期間が一の会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの期間をいう。以下同じ。）を超える期間であるときは、広告掲載料は、会計年度ごとに分割して納付するものとし、その納付期限は、次の各号に掲げる広告掲載料の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

（1） 初年度（広告掲載決定期間の開始月が属する会計年度をいう。以下同じ。）の広告掲載決定期間に係る広告掲載料 広告掲載決定期間の開始月の前月末日（広告掲載決定期間の開始月が 4 月であるときは、同月末日）

（2） 継続年度（初年度の翌年度又は翌々年度の会計年度をいう。以下同じ。）の広告掲載決定期間に係る広告掲載料 当該継続年度の 4 月末日
（広告掲載の募集）

第 7 条 広告掲載の募集は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに、市のホームページ、市広報等において行うものとする。

（広告掲載の申込み）

第 8 条 広告掲載要綱第 7 条第 2 項の規定による広告掲載の申込みは、郵送又は来庁による提出によるものとする。

2 前項の場合においては、バナーの原稿を市長が指定する記録媒体により、市長が指定する期日までに提出するものとする。

3 市長は、広告掲載を承諾しようとする場合において、前項の規定により提出されたバナーの原稿について修正の必要があると認めるときは、当該広告掲載の申込みをした者に対し、必要な修正をすることを求めることができる。

（変更の申出）

第 9 条 バナーのデザイン又はバナーのリンク先の URL の変更をしようとする場合は、当該変更をしようとする日の 7 日前までに、市長に申し出るものとする。

2 広告掲載要綱第 7 条第 2 項及び第 3 項並びに前条の規定は、前項の規定による

申出について準用する。

(ホームページの公開の一時停止に伴う補償等)

第10条 広告主は、市のホームページの公開が次に掲げる事由により一定期間停止される場合があることについてあらかじめ承諾し、停止に伴う損害の補償等を市長に請求しないことを誓約するものとする。

(1) 市のサーバ又はソフトウェア等の保守管理

(2) 停電又は通信回線等の事故若しくは障害

(3) その他やむを得ない事由

2 市長は、市のホームページの公開の停止期間が1箇月当たり24時間以上に及ぶときは、既に納付した広告掲載料のうちその停止期間が属する月に係る広告掲載料に相当する額について、広告掲載を行うことができなかつた時間数を日数に換算し、その日数(1日未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)をもって日割により計算した金額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を広告主に還付するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

付 則 (平成24年告示第22号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則 (平成30年告示第9号)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この告示の施行の日前においても、改正後のひたちなか市ホームページ広告掲載要綱の実施のために必要な準備行為をすることができる。

付 則 (令和3年告示第323号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条及び第9条の規定は、令和4年4月以降の期間に係る広告掲載の手續について適用し、令和4年3月までの期間に係る広告掲載の手續については、なお従前の例による。

3 改正後の第6条の規定は，令和4年4月以降の月の分の広告掲載料について適用し，令和4年3月までの月の分の広告掲載料については，なお従前の例による。
(準備行為)

4 市長は，この告示の施行の日前においても，改正後のひたちなか市ホームページ広告掲載要綱の実施のために必要な準備行為をすることができる。